KPMG

2017年 チェコ共和国 投資ガイド

(日本語要約版)



チェコ共和国

投資ガイド(日本語要約版)

2017年7月

【注意】

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

当該日本語の資料は、KPMGにおいて作成している「Investment in the Czech Republic」(2017年5月基準の英語版)より日系企業に関係すると判断した項目を翻訳および補足したものですが、日本語版のみによっても、チェコにおける法務・会計・税務に関しての全般的な知識が得られるようになっております(日本語版作成時点までの変更点についても可能な限り盛り込んでおります)。ただし、この資料に含まれる情報は一般的な性質のものであり、特定の個人や法人の特定の状況に対応することを目的としておりません。弊社では、正確かつタイムリーな情報を提供するために常に最大限の注意を払っておりますが、ここに含まれる情報が、この資料の配布の時点で正しいこと、また将来の特定の時点で正しいことを保証はできません。したがって、重要な意思決定に際して、特定の状況に関する十分な調査に基づく専門家のアドバイスを受けることなくこの資料のみを用いることはお避けください。

なお、チェコの現地通貨はチェココルナ(CZK)であり、本手引においては1CZK=約4.5円で計算しています。

目 次

第1章	投資優遇措置および政府助成	1
第2章	査証および滞在許可	6
第3章	会社形態	7
第4章	財務報告と監査	11
第5章	法人所得税および個人所得税	14
第6章	VAT および関税等	28
第7章	労働法	36
第8章	買収•合併	39
第9章	その他	42
KPMG	チェコにおける日系企業向けサービス	43
中東欧	ブローバル・ジャパニーズ・プラクティス	45

2016年度版からの主な改訂箇所

第4章 財務報告と監査

• 公共大企業に対する、強制的な(監査)ファームローテーション、および監査・非監査業務(の範囲)を制限する EU規制の導入

第5章 法人所得税および個人所得税

社会保険料のキャップ金額の変更(年金:1,296,288CZK→1,355,136CZK。健康保険料のキャップ廃止は継続)

第6章 VATおよび関税等

リバース・チャージ・メカニズムの適用対象を拡大

第8章 買収•合併

新設

チェコの概要

面積 7.9万平方km

(北海道と同程度、日本は38万平方km)

人口 1,060万人

主な都市の人口 プラハ 130万人(首都)

ブルノ 38万人 オストラバ 30万人 ピルゼン 17万人 オロモウツ 10万人 リベレッツ 10万人

緯度 プラハはおよそ北緯50度

(日本は北海道北部の稚内で北緯45度)

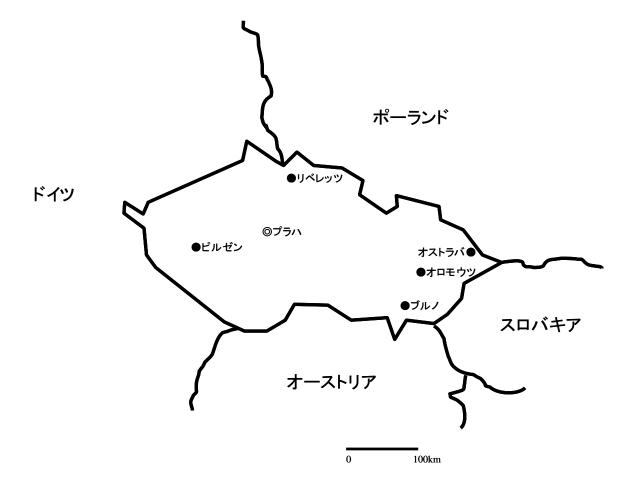
主な国際機関への参加 OECD, NATO, WTO, EU(2004年より)

Schengen (2007年より)

GDP(2017年)* 4兆8640億CZK

為替レート(CZK/EUR) 26.2** * チェコ財務省(2016年11月時点の見積り)

**2017年6月時点



チェコの休日(2017年)

新年 1月1日

イースター 4月14日~17日

メーデー 5月1日

解放記念日 5月8日

キリルとメトディウスの日 7月5日

ヤン・フスの日 7月6日

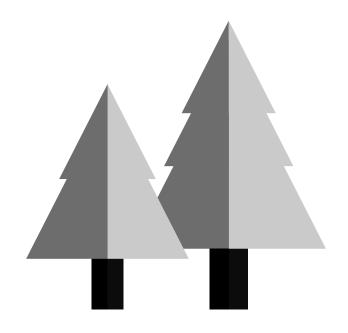
チェコ国家の日 9月28日

チェコスロバキア独立記念日 10月28日

自由•民主主義闘争記念日 11月17日

クリスマス・イブ 12月24日

クリスマス 12月25日~26日



ヨーロッパの主要都市までの所要時間



Amsterdam, the Netherlands	1 時間 30 分	Copenhagen, Denmark	1 時間 25 分
Athens, Greece	2 時間 40 分	Kiev Ukraine	2 時間 10 分
Barcelona, Spain	2 時間 20 分	Lisbon, Portugal	3 時間 25 分
Basel, Switzerland	1 時間 25 分	London Great Britain	1 時間 55 分
Berlin, Germany	1 時間 05 分	Paris France	1 時間 40 分
Brussels, Belgium	1 時間 25 分	Madrid, Spain	2 時間 55 分
Budapest, Hungary	1 時間 20 分	Milan, Italy	1 時間 45 分
Bucharest, Rumania	2 時間 05 分	Russia	2 時間 50 分
Zurich, Switzerland	1 時間 20 分	Rome, Italy	1 時間 55 分
Düsseldorf, Germany	1 時間 20 分	Sankt Petersburg, Russia	2 時間 35 分
Frankfurt, Germany	1 時間 05 分	Stockholm, Sweden	1 時間 55 分
Hamburg, Germany	1 時間 20 分	Warsaw, Poland	1 時間 20 分
Helsinki, Finland	2 時間 10 分	Vienna, Austria	55 分

第1章 投資優遇措置および政府助成

チェコへの投資で受けられる財政的支援の形態は、下記になります。

- 投資インセンティブ:法人税免除+現金助成
- EU構造基金:現金助成
- 研究開発費控除
- 教育費控除

チェコでは2012年7月から投資インセンティブの支援対象範囲が拡大し、従来の製造業に加え、 R&D・技術センターおよびビジネス支援センターが含まれています。

投資優遇措置は国家補助とみなされるため、国家補助に関するEU法の規定に抵触しないように助成水準が設定されます。2014年にEU法が改正されたことを受け、チェコの投資インセンティブに関する法律である投資優遇措置法が改正され、2015年5月に施行されました。なお、2017年および2018年においては、実質的な法律の改正は予定されていません。

下記でそれぞれ概要を説明します。

投資インセンティブ

1. 概要

投資インセンティブは投資優遇措置法に定められており、以下のような恩恵で構成されます。

- ▶ 法人税の免除:最高10年間
- ▶ 雇用創出に対する助成金:投資の行われる地域の失業率に応じて決定される新規雇用の創出および職業訓練に対し支給される助成金(失業率の高い地域にのみ適用可能)
- ▶ 戦略的プロジェクトに対する現金助成
- ▶ 土地の低廉価格での提供
- ▶ 特定インダストリアルゾーンでの固定資産税免除

2. 主要な要件

投資優遇措置の権利を受けるための主要な要件は以下のとおりです。

製造業

- 新規製造工場の建設、既存工場の拡張(近代化、製品ポートフォリオの多様化を含む)
- 有形固定資産および無形固定資産に対する最低投資額が100百万CZK(約4.5億円)であること。特定地域では50百万CZK(約2.3億円)に減額される。機械装置は新品でなくてはならない
- 最低20の新規雇用が創出されること

技術センター

- 新規技術センターの建設、既存の技術センターの拡張
- 有形固定資産および無形固定資産に対する最低投資額が、10百万CZK(約4.5千万円)であり、そのうちの5百万CZK(約2.3千万円)が機械装置に投資されること。機械装置は新品でなくてはならない
- 最低20の新規雇用が創出されること

ビジネスサポートサービスセンター

- 新規ビジネスサポートサービスセンターの建設、既存センターの拡張(ビジネス支援サービスセンター:シェアードサービスセンター、ソフトウェア開発センター、ハイテク修理センター、カスタマーサポートセンター、データセンター)
- ソフトウェア開発センターで最低20、カスタマーサポートセンターで最低500、その他のビジネスサポートサービスセンターで最低70の新規雇用が創出されること

戦略的投資(大規模プロジェクト)

- 大規模プロジェクトの場合には「戦略的投資」の対象となる
- 「戦略的投資」では、法人税免税の代わりに高い比率の現金助成を受ける恩恵がある
- 現金補助は最大で10%。製造拠点と技術センタープロジェクトの組合せの場合には 最大で12.5%
- 製造業が「戦略的投資」の対象となるためには、固定資産への最低投資額が500百万CZK(約23億円)、このうち250百万CZK(約11億円)が新しい機械装置へ投資され、かつ最低500の新規雇用が創出される必要がある
- 技術センターが「戦略的投資」の対象となるためには、固定資産への最低投資額が 200百万CZK(約9億円)、このうち100百万CZK(約4.5億円)が新しい機械装置へ投 資され、かつ最低100の新規雇用が創出される必要がある

下記の要件は、製造業、技術センター、ビジネスサポートサービスセンターに共通する一般的な要件です。

- 投資家によるチェコ投資庁へ投資優遇措置の申請書(趣意書)の提出、および、これに伴うチェコ投資庁による投資家へのプロジェクトの申請資格確認書の発行の前に、建設作業を含む当該プロジェクトに係る資産の取得が行われていないこと
- 上記の各支援対象の一般要件を、投資優遇措置の承認を受けた日より、3年以内に満たすこと
- 国家補助の対象となる投資金額(少なくとも上記の最低投資金額)が最低5年維持されること
- プロジェクトがチェコにおける環境基準を満たしていること

3. 法人税の免除

法人税の免除に関する計算方法は、新規事業者の場合と既存事業者の拡張の場合とで異なります。

新規事業者の場合には、金利所得を除いた所得に対して課される法人税が免除となります。 一方、既存事業者の拡張の場合、免除される法人税額は、「新規事業者であるとした場合 に適用される法人税額の免除額」と「免除の対象となる事業年度の直前3事業年度の平均 法人税額(工業価格のインフレーション、現行の法人税率を加味した金額)」の差額となりま す。

この算定方法は、法人税の免除の範囲は拡張により増加した利益を限度とする、という発想に基づいています。

4. 国家補助の許容水準と助成額

インセンティブの総額は、国家補助の許容水準を超えることはできません。EU法の定めによる国家補助の上限額は、適格コスト(土地、建物、機械装置、特定の無形資産への投資)の25%です。ただし、プラハ内の投資はインセンティブの対象とはなりません。

技術センターおよびビジネスサポートンターについては、適格コストは、所定の条件を届け出た24ヵ月以内に新規雇用した従業員賃金に置き換えます。

5. 新規雇用の創出

国内平均の失業率よりも25%以上高い失業率である地域、および経済特区における新規雇用の創出に対しては、助成金が支給されます。助成金の金額は、1つの雇用につき100千~300千CZKです。

6. 被雇用者の訓練・再訓練

適格従業員の職業訓練・再訓練に関して、雇用者に対してそれらの活動に要した費用の一部(25%)が支給されます。

7. 建設用地の購入

この投資優遇措置が実際に付与されるかどうかは、土地所有者(国、地域および地方自治体)との交渉に依存します。市場価格と実際の購入価格の差額がインセンティブとして扱われます。

8. インセンティブの申請手続

主な申請手続は以下のとおりです。

新規投資

- 投資を行う意思のある者(通常は外国からの投資家)による趣意書の提出 新規投資の場合、設立されるチェコ法人の出資者により実施される
- 各省庁による申請内容の検討
- 承認および投資優遇措置のオファー

- 実際に投資優遇措置を受ける事業体(投資家以外で投資優遇措置のオファー 後に設立されたチェコ子会社等)による正式な投資優遇措置の申請
- 最終検討および承認

拡張投資

- 投資を行う意思のある者による趣意書の提出
- 各省庁による申請内容の検討
- 最終検討および承認

申請にあたっては注意すべき重要な点が多数あります。特に、投資優遇措置は将来の投資に対してのみ可能であるため、プロジェクトの開始前に申請書を提出しなければならないという点には十分注意すべきです。

当該制限は、実際の建設工事や機械の購入等のみならず、機械等の法的拘束力のある注文の時期にも影響を与える点に留意が必要です。

9. KPMGによるインセンティブサポート

KPMGはチェコ投資インセンティブに関するリーディング・アドバイザーであり、投資者に対して下記のような点で投資インセンティブに関するアドバイスを提供しています。

- 投資プロジェクトが投資インセンティブに適合しているかどうかの初期評価
- 受けることのできるインセンティブの概算算定
- 投資インセンティブの申請準備
- 承認プロセスの過程における全サポート
- 投資実施フェーズにおける全サポート
- 特別なインセンティブに関する政府間交渉
- 用地選定の分析

EU構造基金

チェコ(ただし、プラハを除く)で活動する企業は、いくつかのオペレーショナル・プログラムにより、EU 構造基金からの支援を受けることができます。

EU構造基金は主に現金による助成で、助成は広い範囲で利用が可能です。新規投資に最も適合する助成には、下記のようなものがあります。

- プロダクションイノベーション
- ICTプロジェクト
- R&Dセンター
- エナジーセービング
- R&Dプロジェクトの活動コスト

研究開発費控除

研究開発活動を実施する企業は特別控除を適用することが可能です。研究開発費は、損益計算による損金算入のほか、もう一度所得控除が可能であり、研究開発費の最大19%が節税できることになります。控除は毎年受けることが可能で、また控除限度額の制限はありません。

KPMGは、研究開発費控除に関する公認アドバイザーとして、下記のサービスを提供しています。

- 研究開発活動として適格な活動の定義づけ
- 研究開発費控除額の計算
- 必要資料の準備
- 税務当局判断の入手
- 裁判所公認専門家による意見発行

教育費控除

2014年から教育税控除が導入され、企業は専門教育活動に関連する特定費用について特別控除を受けることが可能です。

控除範囲は、企業敷地内で実施する中等学校(日本の中学校・高等学校に該当)や大学生の教育に関連したさまざまな活動が対象となります。また企業は、教育目的で取得した資産について控除を受けることが可能です。

第2章 査証および滞在許可

シェンゲン領域

チェコは26のヨーロッパ諸国で構成されるシェンゲン領域に加盟しています。シェンゲン領域では、全ての国境検査が廃止されています。

査証および滞在許可

チェコを訪れる外国人は、いわゆる外国人滞在法の対象となり、そこでは外国人を以下の2つに分類しています:

- EU加盟国およびEEA、スイスの国民(以下"EU市民"という)
- 上記以外の第三国の国民

EU市民以外の第三国の国民は査証方針の対象となります(詳細情報は下記リンク参照)。 http://www.mzv.cz/jnp/en/information_for_aliens/index.html

第三国の国民がチェコに3ヵ月超滞在する場合には、長期査証または長期/永久滞在許可が必要です(詳細情報は下記リンク参照)。

http://www.mvcr.cz/mvcren/article/third-country-nationals-third-country-nationals.aspx

EU市民以外の第三国の国民によるチェコ国内での就労に関する情報(詳細情報は下記リンク参照)。

http://portal.mpsv.cz/sz/zahr_zam

チェコ以外の国で永久滞在している自然人やチェコ以外の国に登記上の所在地がある法 的事業体は、チェコでチェコ人またはチェコ所在の会社と同様の条件、制限で事業を営む ことが可能です(詳細情報は下記リンク参照)。

http://www.mvcr.cz/mvcren/SCRIPT/ViewFile.aspx?docid=21686490

チェコにおける外国人の滞在に関するより詳細な情報(詳細情報は下記リンク参照)。http://www.mvcr.cz/mvcren/article/immigration.aspx.

第3章 会社形態

事業に関する基本的な義務等は2014年1月1日に施行した民法と会社法に記載されています。

会社法は主にチェコの会社に関して規定しており、また会社と取締役間の関係、権利と義務および注意義務違反に関する債務を規定します。さらに、ホールディングカンパニーおよび被支配企業体を原因とする損害に関する債務を規定しています。

法人形態

会社法においては下記の法人形態を定めていますが、いずれも商業登記(Commercial Register)が必要となります。

- 有限会社(společnost s ručením omezeným: Limited Liability Companies)
- 株式会社(akciová společnost: Joint-stock Companies)
- ゼネラルパートナーシップ (General Commercial Partnerships)
- リミテッドパートナーシップ (Limited Partnerships)
- 組合(Co-operatives)
- 欧州会社(Societas Europaea, SE)*
- 欧州経済利益グルーピング (European Economic Interest Grouping, EEIG)**
 - * 2004年に施行。欧州会社は直接EC法により設立され、主としてEU域内のクロスボーダー組織再編を容易にすることを意図している。
 - ** それ自体での利益の稼得を目的としないパートナーシップであり、EU域内で活動する多国籍企業の活動を容易にすることを意図している。またそれ自体課税客体とはならず、補助的、付随的に獲得した利益はパートナーシップの各メンバーに対して課税される。

上記に加え、外国法人はチェコにおいて支店 (organizační složka zahraniční osoby: Branch) を設立することが可能です。支店は法人 (Legal Entity) ではありませんが、商業登記が必要です。また、現時点では駐在員事務所という事業形態はチェコの法律上は存在しません。その代わりとして、営業活動を行わない支店を設立する場合には、登記時にその旨を明記する必要があります。またこの場合でも、チェコ語による会計記録の作成および法人税の申告が必要となります。

日系企業は多くの場合、有限会社または支店の形態により進出しています。

会社法では"Entrepreneurs"(日本語で企業家、事業家と言った意味)のステイタスおよび活動について規定しています。この規定は法人と個人の両方に適用されます。

チェコ法人とはチェコ国内において事業所が登記されている企業です。

外国人とは外国に籍があるまたはチェコ国以外で事業所が登録されている自然人および法 人と定義されています。

外国人(自然人および法人)もチェコ法人の設立に参加でき、既存のチェコ法人のパートナーやメンバーになることが可能であり、チェコの法律の範囲内でチェコ法人の単独事業主にもなることもできます。外国人が事業を行う許可は、法人などとしてチェコにおいて登記さ

れた時から正式に有効となりますが(EU域内の国籍の者を除く)、どのような事業を行うかは登記の申請時に明確にされていなければなりません。

以下に日系企業に関係の深い事業形態のそれぞれの特色を記します。

有限会社(spol.s.r.o.または s.r.o.)

- 最低登録資本金は1 CZKです。
- 出資者、出資者の拠出額、監査役会(設置した場合)の構成員の名前を登記する必要があります。
- 異なる種類の持分を設定することが可能です。同権利・義務の持分は1種類となります。出資者が複数の持分を所有し、また異なる種類の持分を所有することが可能です。
- 出資者持分について持分証書を発行することが可能です(ただし、登記形式にすることや、規制市場で取引することは認められません)。
- 監査役会は定款で定めた時のみ設置が必要となります。
- 総会にて会社の法的な経営責任者であるExecutive ("jednatel")を1名もしくは複数名任命し、商業登記に法定代理権の付与に関する情報を含む詳細が記録される必要があります。
- 法人が会社の法定代表者になることが許容されています。
- 有限会社は、連続する2年間(対象となる期とその前期)において、下記の3つの条件のうち2つ以上を満たす場合に、要件を充たした期から会計監査が必要となります。
 - ▶ 売上高が80百万CZK(約3.6億円)超
 - ➤ 総資産が40百万CZK(約1.8億円)超
 - ▶ 平均従業員数が50名超
- 有限会社の設立は、全ての必要書類・情報が提出されてから約1ヵ月かかります。

株式会社(a.s.)

- 最低登録資本金は、2百万CZK(約9百万円)または80千EUR(約10百万円)です。
- 現金以外の出資の場合には、一定の資格を有する独立した専門家による資産の評価が必要となります。
- 株式会社は、連続する2年間(対象となる期とその前期)において、下記の3つの条件のうち1つ以上を満たす場合に、要件を充たした期から会計監査が必要となります。
 - ▶ 売上高が80百万CZK(約3.2億円)超
 - ➤ 総資産が40百万CZK(約1.6億円)超
 - ▶ 平均従業員数が50名超
- 年次財務諸表を発行する必要があります。
- 株式会社の機関構成は、2つの企業内機関、すなわち、監査役会(supervisory board)と取締役会(board of directors)、または執行役(executive director)と委員会 (managing board)のいずれかを選択することが可能です。委員会の委員長は執行

役と兼務することができます。法人を取締役会メンバーに任命することも可能です。 ただし、会社代表者は自然人である必要があります。

外国支店(organizační složka zahraniční osobyまたはo.s.)

- 外国法人の支店は、商業登記を行うことにより、チェコでの活動が可能となります。
- 支店は、外国法人(支店に対する本店の意)の事業活動の詳細、チェコにおける 住所、事業活動および代表者(General Manager)の氏名・住所を登記する必要が あります。
- 任命されるGeneral Managerは、チェコの長期滞在ビザが必要となります。
- 支店についても、Trade Licensing Officeより営業許可(Trade licence)を取得する必要があります。
- 支店は有限責任ではありません。
- 法定会計監査の要件は、有限会社と同様です。

法人設立

- 創立証書•定款
- 営業許可の取得
- 登録資本の拠出
- 商業登記

法人は、創立証書あるいは定款の効力発生の後に設立することになります。株式会社および有限会社の場合、これらの創立証書あるいは定款は公正証書が必要です。

創立証書あるいは定款の発効後、法人設立で将来の代表者となるものが営業許可局に営業許可を登録する必要があります。会社の創立者は、出資者により登録資本が拠出されたことを商業登記に証明する責任を持つ管理人を指名します。将来の代表者が全ての必要資料を用意した後、商業登記の申請が可能となります。商業登記に関する裁判所の運営局が登録手続を実施することにより、会社の設立が完了します。会社の設立には通常2ヵ月程度の期間が必要です。

商業登記

会社(支店ではなく法人)は、商業登記が終了して初めてチェコにおける正式な法人格を持ち、正式な商業活動が可能となります。申請書受領後、裁判所は5営業日以内に商業登記を実施します。登記にかかる費用は、有限会社の場合6,000CZK(約27,000円)、株式会社の場合12,000CZK(約54,000円)です。

商業登記に必要な情報は以下のとおりです。

- 法人の名称および登録事務所の住所
- 法人の識別番号
- 事業活動内容
- 会社の形態
- 取締役または執行役の名前、住所およびその代表権の詳細

商業登記の情報は、インターネット(www.justice.cz; http://wwwinfo.mfcr.cz/ares/)で閲覧可能です。

第4章 財務報告と監査

財務報告

1. 財務報告の主な特徴

チェコの会計法の特色は以下のとおりです。

- チェコの会計基準は国際財務報告基準(IFRS)に近似しているものの、依然としていくつかの重要な差異が存在します。チェコの会計基準はIFRSほど詳細が規定されていません。
- 会計法は会計の大枠を示しており、詳細は 'the Decrees on Double-Entry Accounting 'や'Czech Accounting Standards'等に記載されています。
- DecreeやStandardsは、異なる種類の会計主体(会社、自営業者、銀行、保険会社、 非営利団体、地方自治体等)のルールを規定しています。
- 商業登記された事業体は、複式簿記による記帳を行う必要があります。なお、商業 登記簿に登録されていない事業体は、簡便的な会計記録を行うことが可能です。
- 商業登記に登録されている企業は、年次財務諸表、年次報告書、連結財務諸表を 登記する義務があります。全てのチェコ企業の財務データは、公共の閲覧に供され ます。
- 会計法では、公共大企業はEU法に準拠することが明示されています。(例えば、債権または株式を上場している会社、金融機関、保険会社等)
- 全ての会計主体は、以下の基準により4つのカテゴリー(micro、small、medium、large) に分類されます。
 - ▶ 売上高
 - ▶ 総資産
 - ▶ 従業員数

基準	micro*	small*	medium*	large**
売上高	9百万CZK	1億CZK	5億CZK	下記参照
	(36百万円)未満	(4億円)未満	(20億円)未満	
総資産	18百万CZK	2億CZK	10億CZK	同上
	(72百万円)未満	(8億円)未満	(40億円)未満	
従業員数	10名未満	50名未満	250名未満	同上

^{*3}つの条件のうち、2つ以上に該当する(条件数値未満である)場合。

- 全ての会計記録はチェコ語で行う必要があります。
- 全ての会計記録はチェココルナ(CZK)で記録し、財務諸表はCZKで表示することが必要です。
- 暦年以外で会計年度を設定することができます。
- 棚卸資産および固定資産については1年に1度、実地棚卸および実査が必要です。
- 一般的な勘定科目体系は、"Standard Chart of Accounts"に従う必要があります。

^{**}mediumの条件のうち2つ以上に該当しない(条件数値以上である)、もしくは公共大企業である場合。

- 法定財務諸表は、貸借対照表・損益計算書(最低限必須)、キャッシュフロー計算書、 株主資本等変動計算書、および注記で構成されています。
- 会計主体のカテゴリーごとに異なる情報を開示します(例えば、キャッシュフロー計算書および株主資本等変動計算書は、mediumおよびlargeの会計主体のみ強制で、注記で求められる開示事項も異なります)。
- 貸借対照表、損益計算書、およびキャッシュフロー計算書の様式、および注記で最低限必要とされる開示事項は、法令で規定されています。チェコ会計基準の範囲は IFRSの要求よりもより狭いと考えられています。
- 法定監査を受けている事業体は、別途、年次報告書の作成が義務付けられています。
- 株式または債券をEU域内で上場している事業体は、財務諸表(および連結財務諸表)をEUで認められた国際会計基準(IFRS)に準拠して作成する必要があります。
- 上記以外の会社については、親会社または最終親会社にIFRSに準拠して連結される場合か、自ら連結財務諸表を作成しなければならず、単体・連結の両財務諸表をIFRSに準拠して作成する場合に、IFRSに従った会計記録および財務報告を実施することができます。
- 会計法上、支配主体となる企業は連結財務諸表を作成する義務があります。重要な 影響を受ける子会社およびその他会計主体は、連結対象となります。
- カテゴリーがmediumおよびlargeの会社は、連結財務諸表の作成が必要です。カテゴリーがsmallの会社は、公共大企業に該当する場合、連結財務諸表の作成が必要です。
- 連結主体が、他のEU加盟国の規制を受ける財務諸表に連結される場合でかつ一定の要件を満たす場合、連結財務諸表の作成義務はありません。
- 当該免除規定は、金融機関(保険会社含む)および株式または債券を上場している 会社には適用されません。
- 会計法は、法定監査の対象となる全ての企業に年次報告書の開示を要求しています。会社法および関連法で年次報告書の必要開示事項が規定されています。財務 諸表は年次報告書の一部となります。
- 全ての企業は、会社法により関連会社間の関係に関する報告書の作成が義務付けられます。この報告書は年次報告書の一部となります。

2. 会計基準および方針

チェコにおける一般的な会計原則は以下のとおりです。

- 固定資産は取得価額で記帳され、合理的に見積った耐用年数に基づいて減価償却します。コンポーネントアプローチの適用も認められますが、強制ではありません。
- 投資の評価にあたっては、償却原価法もしくは公正価値での評価が可能です。ここでの公正価値は市場価格を意味しますが、市場価格が存在しない場合には、持分法(純資産価額)を用いることも容認されています。
- 棚卸資産の評価方法としては平均法、先入先出法の採用が可能です。後入先出法の採用は認められていません。
- 営業権(のれん)はほとんど場合60ヵ月で償却(適切に注記した場合は120ヵ月、連結財務諸表上ののれんは240ヵ月)し、取得(有形)固定資産の調整額はほとんどの場合180ヵ月で償却します。

- 外貨建資産負債に関する未実現損益は損益計算書に計上します。
- チェコ会計上、ファイナンスリースの概念はなく、国際会計基準の概念と異なり、ファイナンスリースにはオペレーティングリース同様の会計処理が適用されます。
- 税効果会計も採用されており、繰延税金資産もしくは繰延税金負債が認識されます。 繰延税金資産は回収可能性が確実に見込める場合のみ計上されます。
- チェコ会計における開示の程度は、国際会計基準に比較すると高くありません。

監査要件

会計監査は、large(大規模会社)、medium(中規模会社)は強制、small(小規模会社)に属する株式会社は、連続する2年間(対象となる期とその前期)において、下記の3つの条件のうち1つ以上を満たす場合、他の形態(有限会社や支店など)は、連続する2年間(対象となる期とその前期)において、下記の3つの条件のうち2つ以上を満たす場合に対象となる期から会計監査が必要となります。

- ① 売上高が80百万CZK(約3.2億円)超
- ② 総資産が40百万CZK(約1.6億円)超
- ③ 平均従業員数が50名超

会計監査法は、公認会計士の認可や監査基準の設定について責任を負う公認会計士協会の責任について明記しています。監査は、国際公認会計士協会(IFAC)より発行されている国際監査基準およびチェコ公認会計士協会によるその関連法規に準拠して実施されます。

監査人は、株主総会で任命されなければならず、監査役会は監査の品質管理責任を負います。公共大企業は会計監査法の中で定義されており、会社およびその監査人の両方の責任、具体的には監査委員会、リードパートナーのローテーション、透明性の高い報告が規定されています。

会計監査法の最新の改正により、公共大企業に対する、強制的な(監査)ファームローテーション、および監査・非監査業務(の範囲)を制限するEU規制が導入されています。

第5章 法人所得税および個人所得税

法人所得税

法人所得税の特色は以下のとおりです。

- 有限会社(s.r.o.)や株式会社(a.s.)などの所得に対し法人所得税が課されます。
- 外国企業の支店や、いわゆる恒久的施設 (Permanent Establishment) についても企業と同様です。ただし、利益を得るために設立されていない等、限られた活動しか行わない支店については、チェコにおいて生じた収益や費用の一定比率分を税務上の所得とみなして課税される場合があります。
- 2016年度の法人税率は19%です。適格投資の所得には5%、および年金基金には0% の軽減税率が適用されます。また特定の適格投資について、法人税の免税措置(全部または一部)が適用されることがあります(第1章 投資優遇措置および政府助成の項参照)。
- キャピタルゲインも通常の益金として扱われており、同じ税率が適用されます。ただし、 親会社が12ヵ月以上の期間にわたり、10%以上の持分を保有している場合において、 当該親会社がチェコの居住者であり、その子会社がEU加盟国、あるいはチェコが租 税条約を締結している非EU加盟国における税務上の居住者である場合(この場合 は一定の要件があります)、当該株式売却損益は非課税となります。
- 連結納税の制度はありません。
- 外国からの受取配当金に係る源泉所得税率は15%です。なお、他のチェコ法人あるいは他のEU 諸国に所在する会社の持分を12ヵ月以上の期間にわたり10%以上保有した場合、免税措置が適用されます。
- また、以下の要件を全て満たす場合も同様に源泉所得税は適用されません。
 - ▶ 配当の支払者がチェコと租税条約を締結している国の居住者である
 - ▶ 配当の支払者が有限会社、株式会社もしくは組合に類似した法的形態を採っている
 - ▶ 配当の受領者が少なくとも12ヵ月以上の期間にわたり、10%以上の持分を保有している。
 - ▶ 配当の支払者がチェコの法人税に類似した税に対する義務があり、その税率が12%を下回らない
- ただし、上記のキャピタルゲインおよび配当にかかる例外は、親会社または子会社が以下のいずれかの要件に該当する場合は適用されません。
 - ▶ 法人所得税(または類似の税金)において、同様の免税を受けている。
 - ▶ 法人所得税の免除または軽減措置を受けている。
 - ▶ 法人所得税の税率が0%または受取者が実質の受益者ではない。

2017年に実施予定の改正においては、ハイブリッドローン契約(支払国で控除可能な費用として扱われ、受領国では非課税の配当として扱われる支払)の収益は、受取国において免税されないことになります。

企業の合併および分割は、一般的に税制中立の立場で行われます。EU合併指令およびEUクロスボーダー合併指令は広くチェコの法律に取り込まれ・同化されています。一般に、国内法は合併に対する税の中立性を維持し、租税回避が取引の主な目的ではない場合には、特定の法的条件を満たす取引(営業譲渡および合併)において、未使用の繰越欠損金の移転を認めています。さらに、「同じ活動」ルール、すなわち、これらの欠損金は、これらを生み出したものと同じ活動から得られた所得とのみ相殺することができます。

事業所得に対する課税

法人の課税所得は、会計上の税引前利益から法人所得税法に準拠した税務調整を行い 算出します。

決算期はその決算期の最終日が月末であれば、暦年(1月から12月)以外の選択も可能です。ただし、規定が手続を明確に定めていないために、決算期末の変更によって生ずる12ヵ月を超える会計期間、もしくは12ヵ月に満たない会計期間について問題が生じる可能性があります。個人所得は暦年ベースで課税されます。

税務上控除できる費用には下記のものが含まれます。

- 有形固定資産および無形固定資産に関する税務上の減価償却費
- 支払リース料(一定の制限あり)
- 引当金法に規定された特定の引当金
- 原材料、商品、仕掛品および製品の廃棄損失
- 2012年1月1日以降に生じた取締役および監査役会メンバーの報酬
- 研究開発費の特別控除(2倍の控除が認められ、また翌年以降3年間繰越可能)

引当金法は、制限付で貸倒引当金繰入額と貸倒損失の損金算入を認めています。この他、 同法は、プロジェクト計画などの根拠資料に基づく固定資産の修繕引当金の計上について 損金算入を認めています。ただし、修繕引当金については、資金が別途設けられた修繕資 金用銀行口座に税務申告期日までに保管されない限り、損金算入できません。

税務上控除できない費用には、以下のものが含まれます。

- 資本的支出
- 多くの会計上の引当金(売上債権や棚卸資産に関するものも含む)
- 多くの資産の(公正価値による測定に伴う)評価差額
- 有形固定資産および無形固定資産に係る会計上の減価償却費
- 贈答費用および交際費等
- 罰金等
- 税務上非課税となる収入のために生じた費用
- 利益の分配
- 過少資本税制により制限される借入利息(「過少資本税制」の項参照))
- 子会社株式の保有等に直接関連した親会社の費用

有形固定資産は使用年数を反映した下記の6つの減価償却カテゴリーに分けられています。

区分	有形固定資産	耐用年数
1	IT機器、工具等	3年
2	オフィス設備、一部の機械装置、車両等	5年
3	機械装置(産業用設備等の大規模なもの)等	10年
4	パイプライン等	20年
5	建物(区分6以外のもの)	30年
6	商業ビル等	50年

減価償却方法としては、定額法または加速償却法を用いることが認められています。加速 償却法は資産の残存簿価を一連の「係数」と経過年数の差で除して減価償却費を計算する 方法です。

区分1から3に属する特定の新品資産については、償却初年度において10%から20%の増加 償却が可能です。

太陽光発電に使用される有形固定資産は、定額法により20年以上で減価償却する必要があります。

無形固定資産の償却年数は以下のとおりです。

無形固定資産	耐用月数
オーディオビジュアル関連資産	18ヵ月
ソフトウェア、研究開発費	36ヵ月
創立費	60ヵ月
その他無形資産	72ヵ月
のれん	180ヵ月

無形固定資産の減価償却方法は、定額法のみが認められます。

税務上の繰越欠損金は5年間繰越が可能です。なお、重要な株主変更が行われた場合には、繰越欠損金が発生した期と同様の事業活動からの売上が80%以上でないと、繰越欠損金は活用できません。なお、重要な株主変更とは、25%上の株主変更が行われた場合を指します。特定の企業再編の場合も繰越欠損金の使用が制限されます。実質的な変更または再編後に欠損金が利用できるかどうかを確認するために、税務当局から判断を得ることができます。

移転価格税制

他のOECD加盟国と同様、移転価格はチェコ税務当局の最優先事項となっています。この 動きは国際的なBEPSイニシアティブに限らず、チェコ政府が規制および独立企業原則の遵 守を高めることに注力していることに起因しています。

移転価格税制に関しての規定は、「関連当事者間の取引が公正な価格(独立企業間価格: arm's length price)で行われておらず、その差を適切に正当化できない場合には、税務当局はその価格を更正する権利を有している」という短いものです。

なお、関係会社間の取引に係る移転価格の設定方法に関して、税務当局に対し事前確認 (Advance Pricing Agreement, APA) の要請を行うことが可能です。

また、法人税法の条項に加えて、財務省は以下のガイドラインを発行しています。

- D-332:OECD移転価格ガイドラインが適用可能である旨
- D-333:事前確認制度の手続に関する情報
- D-334:移転価格文書作成の推奨
- D-10:低付加価値のグループ間取引

チェコ税務当局は、確定申告における必須の添付資料として関連者との取引に関する開示を義務付けています。添付資料は、下記の3つの条件のうち1つを満たす場合に提出義務の対象となる可能性があります。

- 売上高が80百万CZK(約3.2億円)超
- 総資産が40百万CZK(約1.6億円)超
- 平均従業員数が50名超

提出義務要件は、さらに下記の要件で絞り込まれます。

- 国外関連者と取引を行っている
- 欠損金が生じている
- 投資インセンティブを受けている

チェコ現行法では、移転価格文書の作成義務はありません。しかし税務調査の際には、税務当局が移転価格文書の提出を要求するのが通常で、その提出期限は15日から30日となっています。

過少資本税制

チェコにおける過少資本税制は、借入側が十分な資本を有しない場合に、支払利息やその他の借入費用の損金算入を制限するというものです。

当該規制は下記表のように、まとめられます。

規制対象	規制内容
金利が借入側の利益と連動している場合	全額損金不算入
関連当事者からの借入や信用供与が、借入側の資本の額の4	超えた部分について損
倍を超えている場合(銀行や保険会社の場合は6倍)	金不算入
"バックトゥバック"ローン(関連当事者が非関連当事者に貸付・	
信用供与を行い、当該非関連当事者が借入主に直接貸付・信	
用供与を行う、実質的には関連当事者による資金提供)の場	
合、当該借入・信用供与は上記に含めて計算	

なお、取引相手が非EU加盟国または非EEA諸国の居住者の場合、移転価格税制または過 少資本税制による課税所得の増額は配当と同等に取り扱われる可能性があり、この場合、 配当源泉税の課税対象となります(逆にいえば、取引相手がEU加盟国またはEEA諸国の 居住者であれば配当源泉税の課税対象となりません)。

さらに、EBITDAの30%を上回る正味支払利息(またはそれ以上の場合は3百万ユーロ)については、原則として控除が認められないという、控除ルールを導入したEU反税制回避指令により、利息控除のさらなる制限が定められています。このルールは、所得移転時の柔軟性と控除を認めており、最小限の基準値、エスケープ条項およびグランド・ファーザー条項(既得権条項)を含んでいます。EU加盟国は、2018年12月31日までに、当該指令の主要な条項を国内ルールに定め、2019年1月1日より適用する予定です。現在、チェコ共和国での当該ルールの実施方法は明らかではありません。

個人所得稅

1. 税務上の居住者および非居住者と課税範囲

個人には個人所得税、社会保険料、健康保険料、および固定資産税が課せられます。個人に対する課税は、主としてその者の居住ステイタスによります。チェコ居住者の場合は全世界所得が、チェコ非居住者の場合はチェコ国内源泉所得のみが課税対象となります。

チェコ国内に恒久的住居がある場合、または1暦年において183日以上チェコに滞在した場合、チェコにおける居住者とみなされます。

2. 個人所得税の計算

個人所得税は以下の項目に課税されます。

- 給与所得
- 事業所得
- 投資所得
- 賃貸所得
- キャピタルゲイン
- 上記の項目に当てはまらないその他の所得

多くの免税措置がありますが、おそらく最も重要なのは、持分や有価証券の売却益に対する非課税措置です。

- 2013年12月31日以前に取得した有価証券で、当該有価証券を6ヵ月以上保有し、かつ売却前の連続した24ヵ月以内に登録資本金および議決権の5%超を保有したことがない場合、売却益が非課税となる。
- 2013年12月31日以前に取得した有価証券で、登録資本金および議決権の5%超を保有した場合、および2014年1月1日以降に取得した有価証券の場合、保有期間が3年間を超える場合に売却益が非課税となる。
- 通常、課税対象期間において有価証券売却益が100,000CZK(約450千円)を超 えない場合は、課税対象にならない。
- 有限会社の持分売却の場合、保有期間が5年を超える場合に売却益が非課税となる。
- 非事業用の不動産の売却の場合、保有期間が5年を超える場合に売却益が非課税となる。
- 居住用住宅の売却の場合は、居住期間が2年を超える場合に売却益が非課税となる。居住期間が2年未満の場合、売却益を次の住宅購入に利用する場合は、当該売却益が非課税となる。

2015年より、課税年度において5百万CZK(約23百万円)を超える非課税額がある場合は、 チェコ税務当局へ届出が必要です。

3. 税率

個人所得税率は15%の均一税率に加え、社会保険料の算定基礎となる報酬上限年額(2017年は1,355,136CZK)を超える所得部分に7%の連帯付加税が課されます。給与所得に対する個人所得税は「スーパーグロス」給与と呼ばれる、給与総所得に雇用者負担の社会保険料および健康保険料を加えた金額に課されます。なお、チェコで課税対象となるチェコの社会保険の対象となっていない給与所得(海外給与所得)については、社会保険料および健康保険料の実際の会社負担額に係わらず、みなし社会保険料率で計算されたみなし会社負担額を加算した金額に課税されます。したがって、実際の実効税率は15%(連帯付加税対象者は22%)ではなく、所得に応じてより高くなります。

配当およびその他チェコ源泉収入は分離課税の対象となり、源泉所得税が課されます。また、外国源泉投資収入は、課税標準に含まれ、一律15%で課税されます。

事業所得または自営業における他の所得は、費用実額または総所得の30~80%の範囲内の一括額を損金算入することができます。一括損金算入額は、農業事業の場合1,600,000CZK、営業許可に基づく事業で1,200,000CZK、賃貸所得で600,000CZK、事業外所得で800,000CZKが上限となります。なお、所得税法の改正案において、一括損金算入額を50%削減することが提案されており、承認された場合、新しいルールは2018年1月1日から適用されます。

4. 諸手当の取扱い

従業員は、金銭あるいは金銭以外の現物支給分など全ての所得に対して課税されます。特に、私的利用が可能な社用車の現物支給のような手当は課税対象とされます。なお、従業員負担の社会保険料および健康保険料を課税標準から控除することはできません。ただし、住宅ローンの利子や公的年金保険料(加算分)、私的生命保険料および寄付金については、一定の条件を満たせば控除が可能です。私的年金制度への雇用主負担が50,000CZKを超える分には、従業員の課税所得となります。

チェコの年金制度は、政府が運営する強制の基礎年金保険(第1の柱)と保険会社が運営する任意の追加的年金保険(第3の柱)の2つの柱で構成されています。

従業員のストックオプションについても特別な優遇規定はないため、権利行使により生じた 利益は課税所得とみなされます。ただし、ストックオプション付与時には利益は生じないとい うのが一般的な取扱いとなっています。

5. 所得控除

居住者または非居住者は、基礎控除24,840CZKを受けることができます。居住者はその他にも、年収が68,000CZKを超えない配偶者が生計を共にしている場合には24,840CZKの配偶者控除が、また扶養家族としての子供が生計を共にしている場合には第1子で13,404CZK、第2子で17,004CZK、第3子以降は20,604CZKの扶養控除が可能です。未就学児施設に支払った学費は、対象となる課税期間の最低賃金額(2017年は11,000CZKを上限として税額控除が可能です。

事業取得または賃貸所得を有する個人が定額費用控除を選択する場合には制限がありますが、現在提案されている改正において、2018年に制限は撤廃される見込みです。

当該控除はチェコ源泉所得が最低90%を占めるEUまたはEEA居住者も適用されます。海外源泉所得については居住国の海外税務当局に確認する必要があります。

6. 源泉徴収と確定申告

チェコ法人あるいは外国法人の支店における被雇用者の給与については、その雇用者が 月次の源泉所得税の徴収および年末調整を行い、納税を行います。また、商業登記されて いない外国法人のPEを通じて外国法人の従業員を雇用することも可能ですが、この場合は 源泉所得税の徴収義務はなく、従業員自身が個人所得税の申告・納税、四半期納税を行 うことになります。

また、外国法人の被雇用者の税務上の取扱いについて、租税回避防止のため、「みなし雇用者: Deemed Employer」ルールと呼ばれるものがあります。これはチェコ法人の管理のもとに外国法人の従業員がそのチェコ法人において従事し、そのチェコ法人が外国法人へその労働(サービス)の対価を支払うという形態です。この場合は、チェコ法人は雇用者とみなされ、その従業員の所得税を管理する必要があります。

社会•健康保険

社会保険料および健康保険料は合わせて被雇用者の給与の45%です。これは下記のように 雇用者の負担分34%と、被雇用者の負担分11%から構成されています。

	雇用者 (%)	被雇用者 (%)
Pension(年金)	21.5	6.5
Sickness Insurance(疾病保険)	2.3	-
Unemployment Insurance(失業保険)	1.2	-
Health Insurance(健康保険)	9.0	4.5
計	34.0	11.0

2017年度の社会保険料の算定基礎となる報酬上限年額(キャップ)は、1,355,136CZK(約610万円)、健康保険料のキャップは廃止されています。社会保険料・健康保険料は月次納付が原則です。社会保険料が年の途中で報酬上限年額を超えた場合には、それ以降の社会保険料の支払は原則として必要がなくなります。過払いの際は書面による申請により還付が認められます。また、転職などの理由により、暦年中に雇用者が複数となった場合には注意が必要です。

チェコの労働法に基づきチェコ法人に雇用されている外国人は、社会・健康保険料の支払対象となります。チェコ法人以外に雇用されている外国人は、その法人の所在国とチェコとの間で社会保障協定が締結されている場合には、その条約において自国の社会保障システムに継続加入することが定められていない限り、チェコ社会保険料・健康保険料の対象となります。2004年5月1日以降、EU加盟国内の雇用者に雇用されている駐在員は、EU社会保障法に基づき、チェコの社会保険の対象となるというのが当局の見解です。実務上は、この見解は、EU法に基づき派遣元国の社会保障制度に継続加入しない限り、チェコの社会保険の対象となるということを意味します。

なお、2009年6月1日より日チェコ社会保障協定が発効したことから、同社会保障協定で定める特別規定(第7条1)の以下の要件を満たすことを原則として、チェコに派遣されている日本人駐在員については、チェコ社会・健康保険料の納付義務が免除されます。

- ① 日本の社会保障制度に加入していること
- ② 派遣期間中も日本の事業所との雇用関係が継続していること(具体的には、日本の事業主に役務を提供し、当該事業主が労務管理をしていること)
- ③ 派遣期間が5年以内と見込まれること

なお、上記特別規定を満たさない場合でも、第10条により、個別協議に基づき日本の社会 保障制度のみを適用するように申請する方法をとることも可能です。

いずれの場合も、日本の事業主が該当日本人駐在員について、各社会保険事務所に対し て適用証明書を申請し、取得する必要があります。

2017年2月1日付で、日チェコ社会保障協定の改定が行われており、上記第7条1の適用範囲が明確化されています。当該改訂は、両国においてそれぞれの国内手続を経た後、外交上の公文を交換し、発効することとなっています。

国際課税

1. 概要

法人の登記された事務所とは、実質的な管理支配地のある場所を指し、その全世界所得に対してチェコにおいて課税されます。この法人をチェコにおける居住者といいます。

その他の法人(チェコにおける非居住者である法人)は、チェコ源泉所得についてのみ課税 されます。また租税条約がある場合にはその適用を受けます。

なお、租税条約に基づくチェコと主要国との間の源泉税の制限税率は以下のとおりです。

国名	条約締結日	配当*1	利子	使用料
				(ロイヤルティ)
日本	1979/1/1	15/10 (25)%	10/0% *2	10/0% *3
アメリカ	1994/1/1	15/ 5 (10)%	0%	10/0% *3
イギリス	1992/1/1	15/ 5 (25)%	0%	10/0% *3
オランダ	1975/1/1	10/ 0 (25)%	0%	5%
ドイツ	1984/1/1	15/ 5 (25)%	0%	5%

- *1 低い方の税率は、()内の持分以上を有する会社からの配当に適用されます
- *2 政府の貸付のような特殊な利子についてのみ0%
- *3 文化的ロイヤルティについてのみ0%

2. 租税条約およびEU指令の適用

① チェコ居住法人

チェコ居住法人の国外所得(チェコ以外の国を源泉とする所得)は、通常、租税条約の適用のもと、チェコにおいて課税されます。チェコ居住法人の国外支店や国外PEの所得はその課税所得に含まれます。外国法人からの配当は分離課税され、その税率はEU親子会社指令が適用されない限り15%です。

ただし、一部の租税条約上、国外PEの所得がチェコにおいて免税とされる場合がありますが、その場合、当該免税所得に関連する費用は損金算入できません。

チェコにおいても課税対象となる国外所得に係る外国税額控除は、当該国との間に租税条約がある場合のみ与えられます。それ以外の場合は、外国税額を損金として取り扱うことができるのみとなります。

② チェコ非居住法人等

非居住者にとってのチェコ源泉所得には以下のようなものが含まれます。

- チェコにおけるPEの所得
- チェコにおける労働の対価としての給与所得
- チェコにおけるサービス提供の対価としての所得
- チェコにおける不動産の販売や使用から発生する所得
- ロイヤルティ、配当およびその他の利益分配、利子およびレンタル料

- チェコ居住法人の株式譲渡による所得のうち国内法において非課税とならない所得
- チェコにおける継続事業の売却による所得

ただし、租税条約が以下のような取扱いをしている場合は、上記課税の取扱いが緩和される場合があります。

- 役務提供の対価としての所得は、通常、役務の提供者がチェコにPEを有している場合のみ課税されます。
- 労働の対価としての所得は、通常、チェコ居住法人か外国法人のチェコPEに雇用されている場合、あるいは183日以上チェコに滞在する場合にのみ課税されます。

課税対象の所得には一般的に15%の割合で源泉徴収税が課せられます。 租税情報交換に関する協定がなく、チェコと租税条約を締結していない国の居住者に支払 われる場合の税率は35%となります。

源泉所得税は最終税額ですが、通常、租税条約により税率が緩和されている場合が多くあります。

他のEU加盟国やEEA諸国の居住者は、源泉税対象であるその他所得(例えば利子、ロイヤルティ、自由契約による所得等)に関して税務申告を行い、関連費用を損金算入することを選択できます(配当所得には適用されません)。

このような場合、源泉税は前払税金とみなされます。これにより、源泉所得税は総額基準で 算出される一方で、税務申告において関連費用を損金算入できることから、税務上の負担 の軽減(還付)が期待できます。

③ EU指令

EU親子会社指令はチェコにおいても施行されており、チェコの子会社からEU加盟国(およびスイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)の親会社へ支払われた配当は、以下の全てに該当する場合、チェコにおいて非課税となります。

- 子会社と親会社が指令に列挙されている形態のいずれかに該当し、指令に列挙されている税のいずれかの対象となっている場合
- 親会社が子会社の資本金の10%以上を保有している場合
- 当該10%以上の保有が12ヵ月以上継続している場合。10%保有の要件が配当決議日 に満たされていれば、保有期間については後日満たすことが可能

チェコにおいてもEU利子・ロイヤルティ指令が施行されています。その結果、EU加盟国(およびスイス、ノルウェイ、アイスランド)に存在する関連法人に支払われる利子・ロイヤルティは、一般に(事前承認手続を経て)源泉所得税が免除されます。

非EUおよび非EEA諸国の居住者に対して支払われるその他の所得、特にPE、不動産、および有価証券の売却からの所得については、源泉税対象となります。ただし、当該源泉所得税の徴収のみでは課税関係は完結せず、確定申告が必要になるため、当該税額は最終的な納税額の前払いの性格を持ちます。源泉税率は通常10%(有価証券の売却または第三者から購入した債権の回収による所得については1%)ですが、税務当局との事前交渉により、税率を軽減することが可能です。

3. 受益者の概念

チェコが締結した多くの租税条約では、その恩恵が明示的にその所得の受益者に対しての みに制限されています。チェコにおける投資家が、その事業体が組成された国において税 務上課税主体とならない外国事業体または外国信託である場合には、通常、チェコ法人所 得税法および租税条約の適用上、そのパススルー(課税主体とならないこと)が認められま す。チェコにおける投資から生じる所得については、通常、このパススルー事業体を通じて、 投資に係る最終的な受益者の所得として取り扱われることになります。

税務管理

税務管理は、主として、特別な手続として他の法令から提供される形で税法において統治 されています。

チェコ法人、リミテッドパートナーシップ、外国法人のPEは全て税務申告が義務付けられています。

年間課税所得が15,000CZK(約6.8万円)を超える個人は、非課税所得もしくは源泉徴収対象所得しかない場合を除き、税務申告が義務付けられています。連帯付加税の対象となる個人も申告が必要となります。すなわち、チェコ法人や外国法人チェコ支店の低所得被雇用者は、給与所得以外の所得が6,000CZKを超えなければ確定申告を行う必要がありません。ただし、税務上の欠損金に係る還付申告を行う場合には確定申告を行う必要があります。

法人は原則的には暦年を税務年度としますが、それ以外の年度を採用することも可能です。 個人は暦年のみが税務年度となります。

申告の期限は、申告対象期間の終了から3ヵ月間です。よって個人および暦年が税務年度である法人の申告期限は、翌年の4月1日になります。法人の場合は、法人が法定会計監査を受ける場合、もしくはチェコの税理士が申告業務を行う場合には、申告期限が3ヵ月間延長されます。

源泉徴収を除いては、前年度の税額に応じた予定納税が行われます。 最終的な納税期限は、申告書の提出期限と同じです。 税金は税務当局が受領したタイミングで支払われたと みなされます。

税務当局は、税金債務の正確な決定のために必要な状況が存在すれば税務調査を行う権限を有しています。

なお、調査対象年度に関する申告書の提出期限を含む年度から3年経過後は、当該調査対象年度に対する追徴課税を行うことができないことになっています。ただし、追加的に税務申告書が提出された場合や、税務調査がこの期間内に行われた時には、最大10年間延長される可能性があります。

犯罪行為があった場合は、調査対象年度に過失があったかどうかに係らず、追徴税額が算定されます。

申告書において税務上の損失があった場合の調査可能な期間は、その損失が将来の税務上の利益から控除されうる期間にまで延長されます。税務上の繰越欠損金は5年間繰越が可能であるため、理論上は、税務上の損失が発生した申告対象期間の申告期限から最高で15年間ということになります。

もし更正通知に対してアピール(不服申立)がなされた場合には、追徴課税の支払は、当該納付通知が法的に有効になるまで猶予されますが、利子は当該追徴課税額に対して累積計算され続けます。

納付遅延による延滞税は、対象税額にチェコ国立銀行のディスカウントレートに14%を加えた率を乗じ、納付期限の5営業日後から発生します。また、税務当局による追徴課税がなされた場合は、追徴税額に20%のペナルティが課され、VATの還付金額が減額された場合には減額分の20%がペナルティとして課されます。そして、税務上の欠損金が減額された場合には、減額分の1%がペナルティとして課されます。納税者が自ら修正申告した場合には、ペナルティは課されず、納付遅延による延滞税のみが課されます。

第6章 VATおよび関税等

付加価値税(Value Added Tax, VAT)

チェコのVAT法はEC VAT指令(EC VAT Directive)の一般原則を基礎としており、他のEU加盟国と類似しています。

VATは通常、チェコにおいて経済的活動を通じて行われる物品等またはサービスの供給に対して課されます。通常「供給」とは、物品等やサービスがその対価と交換される場合をいいます。ただし、ビジネス上の贈与やビジネス資産の私的使用など、対価が存在していない場合にも「供給」とみなされるケースがあります。

以下の取引はチェコのVATの対象となります。

- チェコを供給地とする、対価を伴う物品等の引渡や不動産の譲渡
- チェコを供給地とする、対価を伴うサービスの提供
- チェコを供給地とする、他のEU加盟国からの対価を伴う物品等の取得(EU域内取得) (保有する物品の他のEU加盟国からチェコへの移動も含む)
- チェコへの物品等の輸入

製造設備の固定資産が使用可能な状態になった時、もしVAT納税義務者が当該資産を VAT控除の権利を一部しか有しない場合には、物品の供給と考えられます。

一般的に、他のEU諸国のVAT登録者から取得した物品等は、チェコのVATの対象となります。当該VATは、物品等の取得者によって自己申告される必要があります。一般原則に従い(以下参照)、物品等の取得者はインプットVATを同申告時に控除することが可能です。

EU加盟国以外の国からの物品の輸入は、チェコVATの対象となり、輸入者に支払義務があります。輸入者がチェコVAT登録をしている場合、輸入VATを通常のVAT申告書上に含める必要があります。VAT控除の一般原則に従い、輸入者はVAT申告で同時に輸入VATを控除することが可能です。

役務提供に関する課税地の決定原則は以下のとおりです。

- 顧客が課税事業者(企業間取引)である場合、顧客の登記事務所所在地または事業拠点が課税地となります。課税事業者の固定的施設に対する役務提供は、固定的施設の所在地が課税地となります。
- 顧客がEU加盟国以外に所在し、チェコVAT登録済の場合、上記原則は、役務の費消がチェコ国外で行われた場合にのみ適用されます。チェコ国内で費消された場合には、課税地はチェコになります。
- 顧客がVAT納税義務のない最終消費者(企業対消費者間取引)の場合、役務提供者の登記事務所または固定的施設が課税地となります。

上記原則には多くの例外がありますが、重要なものは以下のとおりです。

- 不動産に対する役務提供: (課税地)不動産の所在する場所
- 乗客の輸送業務: (課税地)輸送業務が提供された場所
- 文化・芸術・スポーツ・科学・教育および娯楽イベントの入場料: (課税地) 役務提供 地またはイベント開催場所
- ケータリングおよびレストランサービス: (課税地) 役務提供地
- 輸送手段としての短期リース: (課税地) 車両が引き渡された場所
- 役務提供が課税事業者でないものに対して行われる場合等、その他にも多くの特例があります。

VATの税率

VATの標準税率は21%であり、この標準税率がほとんどの課税対象取引に対し適用されます。また特定の物品・サービスについては、15%と10%の軽減税率が適用可能です(10%の軽減税率は2015年1月1日より施行)。また、輸出、企業内での物品供給および国際間の物品の輸出・輸入に関連する物品の輸送については課税されません。

税率	対象
21%	標準税率 - 下記を除く取引
15%	 軽減税率 ● 居住用建物の建設 ● 居住用建物の改築および修繕 ● 下水道・給水サービス ● 公共交通機関サービス ● 食品 ● その他
10%	 ベビーフード 特定医薬品 書籍 新聞(2017年3月1日より施行) 特定健康食品 その他
非課税	 保険サービス 金融サービス 郵便サービス 教育 健康・福祉サービス 土地の譲渡(建物の敷地を除く) 使用開始日または建築監督局からの使用許可取得日のいずれか早い日から5年経過後に行う不動産(ビル、フラットおよび非居住用建物)の(ファイナンスリース含む)譲渡(VAT納税義務者は5年経過後でも課税供給として扱うことも可能) 土地および建物の賃貸(駐車スペース、貸金庫および短期賃貸を除く)ー経済活動を目的とするVAT納税義務者に対する土地および建物の賃借の場合、VATを課すことを選択することが可能 その他

VAT登録

チェコに登記事務を有する課税事業者は、連続する12ヵ月間の取引がVAT登録基準の1百万CZK(約4.5百万円)を超える場合、チェコのVAT登録が必要になります。また、他の状況 (VAT納税業者からの継続的な購入等)においてもVAT登録が義務づけられる可能性があります。

チェコに登記事務所を有しない課税事業者が、他のEU加盟国に対する免税供給または チェコ国内でVAT課税対象取引を行う場合(かつ、リバース・チャージが適用できない場合) には、チェコのVAT納税義務者となります。これは特に、チェコにおいてVAT登録を行って いない個人・法人に対する物品等の国内供給や、ある一定の役務提供に対して適用されま す。これらの課税事業者に対するVAT登録の要否に係る金額基準はなく、該当する課税事 業者は取引金額の多寡に係らずVAT納税義務者となり、同登録が必要となります。

課税事業者(チェコで登記事務所を有するかどうかに係らず)は自発的にVAT登録業者となることができます。また、複数の関連する当事者を単一のVAT納税業者(グループ登録)とすることもできます。

VAT対象者

VAT納税義務者でない課税事業者および課税対象法人が、VAT課税対象物を他のEU加盟国から取得する場合、または、一般原則に基づき当該他のEU加盟国を供給地として役務を提供した場合に、VAT対象者となります。VAT対象者は受取った供給(物品・サービス)のVATを報告する義務がありますが、関連するインプットVATを請求することはできません。

法定要請書類

1. VAT申告

VATは原則として月次で電子申告されます。

VAT納税義務者は、四半期毎の申告を選択することが可能ですが、VATグループと前年の 売上が10百万CZKを超える納税者は、四半期毎の申告ができません。

申告期限は税務期間終了後の翌月25日までです。チェコに登録事務所や固定的施設を有しないVAT納税義務者およびVAT対象者は、課税対象取引または免税取引のあるVAT 課税対象期間のみVAT申告をする必要があります。

VATの納付期限は申告期限と同日です。納税が完了したとみなされるのは、税務当局の銀行口座に支払額が着金した時点となる点、つまり振込日ではない点に留意が必要です。

申告書上のインプットVAT(仕入に係る仮払VAT)がアウトプットVAT(売上に係る仮受VAT)を超える場合、申告期限から30日以内にその差額が還付されます。

VATの申告は専用のアプリケーションにより電子申告で行う必要があります。

未申告および期限後申告の場合には罰金(最大300,000CZK)が科せられ、VATの支払が

遅延した場合には、遅延利息(14.05%)が科せられます。

VAT登録番号の形式は、「CZ1234567890」となっています。

2. ECセールスリスト

ECセールスリストは、VAT納税義務者あるいはVAT対象者が、以下に該当する場合に申告が必要になります。

- 他のEU加盟国においてVATを登録している事業者へ物品等を供給した
- チェコと他のEU加盟国との間で物品等の移動を行った
- 他のEU加盟国でのVAT登録者同士の三角取引において仲介者となった
- 他のEU加盟国で設立された顧客へのサービス提供で、当該サービスが非課税供給でない場合

ECセールスリストは、上記取引が遂行された月の翌月25日までに毎月、電子申告する必要があります。VATの四半期納税義務者で、上記のうちサービス提供のみを行っている場合には、ECセールスリストを四半期毎に提供することが可能です。

3. VAT台帳報告書

2016年1月1日以降、チェコのVAT納税義務者は、VAT台帳報告書の提出が義務付けられており、これは脱税や違法行為を発見・防止することに役立つと考えられています。VAT台帳報告書は、翌月25日までに毎月または毎四半期(いずれに該当するかは上記2.参照)、電子申告する必要があります。

VAT納税義務者は、以下のデータを報告する必要があります。

- 国内の供給業者
- 国内の購入業者
- 他のEU加盟国からの物品の購入およびチェコに固定的施設を有しない個人からの 物品の購入
- リバース・チャージ・メカニズムに基づき実施された取引

VAT台帳報告書は、VAT申告またはECセールスリストで代替することはできません。

4. イントラスタット

他のEU加盟国との間での年間の物品等の発送または物品等の受取が8百万CZK(約36百万円)を超える場合、事業者はイントラスタットによる報告を毎月行う必要があります。

イントラスタットによる報告は翌月12営業日までに、毎月電子申告する必要があります。イントラスタットによる報告を怠った場合には、最高で1百万CZK(約4.5百万円)のペナルティが課されます。

インプットVATの回収

チェコのVAT納税義務者は、他のVAT納税義務者からの課税対象供給または輸入物品等について、それらがチェコのVAT納税義務者の事業目的に使用される場合、課税対象供給が行われた課税対象期間の末日から3年以内に、インプットVATの控除を受けることができます。

VAT納税義務者は、インプットVATの控除または還付を受ける権利を請求書(VAT書類) により裏付ける必要があります。

VAT納税者は通常、以下の項目についてインプットVATの控除または還付申請をすること はできません。

- 金融サービス、保険、不動産の非課税賃料、教育および健康関連サービスなどVAT 非課税供給を創出するために受ける課税対象供給
- 上演(娯楽)サービスを行うために受ける課税対象供給(チェコの所得税法上、損金 算入できない場合に限る)

VAT納税義務者は、控除または還付要件を満たす供給と満たさない供給(例えば非業務用または免税供給)の両者について、VATの部分的な控除または還付を行うことが可能です。

チェコにおいては、他のEU加盟国または非EU企業で、VAT目的で登録された事業体に対するVAT払戻しに関して、EU指令の一般規定を実施しています。チェコで発生したVATは、チェコのVAT納税義務者に適用されるのと同じ条件で回収可能です。

VAT払戻しの申請は、課税対象者が登録された事務所または事業拠点を有する州に電子提出する必要があります。申請書は、付加価値税が発生した年の翌年の9月30日までに提出する必要があります。

非EU企業は、プラハ1区の税務当局に申請書を提出することにより、チェコVATの払戻しを請求することができます。払戻しは相互主義に基づいてのみ行われます(現時点では、スイス、ノルウェー、マケドニアのみに適用されます)。

その他留意点

1. 特定取引に対する国内リバース・チャージの適用

従来、金、廃棄鉱物、廃棄物、建設工事、組立工事および排出権について、リバース・ チャージ・メカニズムが適用されていました。

リバース・チャージ・メカニズムは、以下を含む範囲に拡大されています。

- 2015年4月:適用対象が拡大し、シリアル、金属、携帯電話、集積回路、タブレット、 ラップトップPC、家庭用ゲーム機等
- 2015年9月:テンサイ(砂糖の原料)
- 2016年1月:免税対象ではない不動産
- 2016年2月:ガスおよび電力の販売会社への供給および電力証明の供給
- 2016年10月:業間取引を扱う企業のテレコミュニケーション・サービス

2015年からリバース・チャージの対象となる供給物については、対象物品が国内VAT納税義務者間で供給され、全供給物の課税対象合計金額が100,000CZKを超える場合にリバース・チャージが適用されるほか、契約当事者間の文書での合意があれば、100,000CZKを下回る場合にも適用することができます。

2. 非居住者による国内供給

2016年7月29日より、リバース・チャージ・メカニズムは、供給業者が国内でVAT登録されていない限り、当該非居住者による国内課税業者への物品の国内供給へも適用されます。

3. 貸倒債権に関する減免

債務者が破産手続に入っている満期到来債権でVAT法に規定の要件を満たすものについて、VAT還付が可能となっています。

4. VATの支払義務

対象となる供給の受領者であって、供給者がVATを支払っていない場合、チェコのVAT 納税義務者はVATを支払う義務を負います。税務当局により以下の場合について、 VATの支払が規定されています。

- 供給者が意図的にVATを支払っておらず、かつ、顧客はその事実を知っていたまたは知りうる立場にあった場合
- 取引価格が独立企業間価格から著しく乖離している場合
- 支払が外国口座に対してなされる場合
- 税務当局が顧客を「信頼できない納税者」または「信頼できない企業」(2017年4月より)として特定した場合
- 税務当局に登録されていない銀行口座に支払がされた場合(支払額が540,000CZK (VAT込み)を超える場合のみ)
- 供給時に公表されていない燃料供給業者から燃料供給を受けた場合
- ビッドコイン等の仮想通貨で課税対象の供給がなされた場合

関税(Customs Duties)

関税に関してはEU法が適用されます。関税はEU域外からの輸入品について課せられます。 税率は物品の種類により決まります。

チェコでは域内加工制度(Inward Processing Regime)が適用されています。この制度により、 チェコにおける製造業者は実質的に輸入、加工および輸出につき関税やVATの課税を受けずに行うことが可能となっています。

物品税(Excise Duties)

物品税は炭化水素燃料および潤滑油、蒸留酒、ワイン、スピリッツ、ビールおよびたばこ製品に課され、製品の種類に応じ、一定単位当たりの税額が定められています。

チェコ物品税法は、チェコ国内における課税対象物品等の製造およびこれらの物品等の自由流通への開放を管理するEU規則を適用しています。これらの物品等は通常、「認定された物品製造保管場(tax warehouse)で製造される必要があります。これらの製品が「認定された物品製造保管場」から移出された場合には、通常、自由流通へ開放され、生産者または輸入者は関税当局に対して物品税を支払うことになります。また、物品税課税留保制度によりチェコ物品税の課税なしに、他のEU加盟国における「物品輸入免許保有者(Licensed Trader)」へ発送、あるいは他の「認定された物品製造保管場」へ移出される場合もあります。なお、物品税課税留保制度の適用が終了した場合には、その終了時点における課税対象物品等の保有者が物品税を支払うことになります。チェコにおける「物品輸入免許保有者」は、物品税課税留保制度のもとではその製品の保管や販売はできず、課税対象物品等を受け取った時点で物品税を支払う必要があります。

物品税は関税当局が管轄しています。

固定資産税(Tax on Immovable Property)

固定資産税は、チェコに所在する不動産の所有者に対し毎年課される税です。チェコの税率は他の先進国よりも低いものとなっております。土地・建物の種類(未開発地、農地および建物)により異なる税率が適用されます。なお、税額は以下のように計算されます。

①建物

事業目的として使用される建物に係る固定資産税については、以下にあげる建物の使用目的により、それぞれの定める単位(建物の面積)当たりの金額を用いて計算します。

	CZK/m²
住居用および農業用	2
工業用	10
その他の事業用	10

事業目的の建物で、その階層の面積が地上階エリアの3分の1を超える場合、その地上階より上の各階ごとに、㎡当たり0.75CZKの追加課税があります。

②十地

土地が農地として利用されている場合、当該土地に係る固定資産税については、「みなし価値」の0.75%がその税額とされます。なお、森林、湖や池については特別レートが適用されます。

他の種類の土地については、面積に基づいて税額が計算され、建物の敷地については㎡当たり2CZK、事業用の更地については㎡当たり5CZK、他の土地については㎡当たり0.2CZKがその税額とされます。

こうした税額に、さらに不動産の所在する地域毎に定められた1~5倍の係数が掛けられます。また、地方自治体の決定により、2~5倍の係数が別途掛けられ、税額が増加する場合があります。なお、固定資産税は法人税法上、損金算入が可能です。

不動産取得税(Tax on the Acquisition of Immovable Property)

不動産所得税は、不動産登記に所有権の移転が登録された時点で発生します。通常納税義務者は譲渡人ですが、合意により譲渡を受けるものが納税義務者となることも可能です。

売却価額(VATがあればそれを含む)か評価額のどちらか高い方が課税標準となり、税率は4%となります。評価額は類似取引に基づき税務当局が算定します。税務当局が評価額を算定できない場合は、外部専門家による査定額の75%を評価額として用います。不動産が事業の一部として譲渡された場合は、外部専門家による査定額が課税標準となります。納税義務者は、登記が完了した月から3番目の月の月末までに税務申告かつ納税する必要があります。税務申告では、前払で納税することも考えられ、その場合は税務当局の調査を受ける可能性があります。

相続税·贈与税(Inheritance and Gift Tax)

2014年1月1日から相続税・贈与税が廃止され、所得税法により規定されることになりました。 配偶者や親族等でない場合贈与税が課せられ、個人は15%、法人は19%の固定税率が適 用されます。相続資産に税金はかかりません。

エネルギー税(Energy Tax)

エネルギー税は、天然ガスやその他のガス、電力および固形燃料にかかる税であり、これらがチェコ国内で供給された場合にのみ課税対象となります。製品の種類に応じ、一定単位当たりの税額が定められています。この税はEC指令を履行するために導入されたものです。エネルギー税には多くの免除規定があり、免除を受けるためには当局の承認が必要です。

第7章 労働法

一般に、チェコの労働者は十分な教育を受けており、高い技能を有していると言われています。 識字率は98%です。

チェコの労働法は、過度に厳格ではなく、EU内においては比較的柔軟です。

雇用法は労働法により定められています。経過規定によりチェコで就業するために他のEU加盟国から経営者によって派遣された従業員についても、所定労働時間、休憩時間、年間有給休暇、残業代の最低賃金、就業上の安全・健康等の基本的なチェコの労働法とその規定が適用されます。

所定労働時間は週に40時間であり、月曜日から金曜日の午前8時から午後4時30分が一般的な勤務時間ですが、製造業の場合は始業時間がより早い傾向にあります。雇用主が指示できる残業時間は年間150時間で、従業員との合意がある場合には年間416時間が上限となります。

定年は、性別、生年月日、子供の数(女性の場合)に基づき、60~65歳の範囲で設定されます。

雇用契約

全ての雇用者は、被雇用者と書面で雇用契約を締結する必要があります。雇用者は被雇用者に対し権利と義務および給与に関する説明義務があります。雇用契約書には、仕事の内容および雇用開始日と場所が必ず記載される必要があります。

試用期間は3ヵ月を超えない期間とし、マネジャーの試用期間は最長6ヵ月まで設けることが可能です。

有期雇用契約は、合意された期間の終了をもって雇用契約が終了します。合意による終了の場合には、書面を残さなければなりません。なお、有期雇用契約の契約期間は最長3年で、2回しか繰り返すことはできません。

雇用期間が定められていない場合には、下記の方法で雇用契約は終了します。

- 合意
- 通知
- 即時の解約
- 試用期間中の解約

雇用者も被雇用者も、書類での通知により、雇用関係を終了することが可能です。通知期間は2ヵ月で、被雇用者の通知の場合には理由を述べる必要はありません。

雇用者が雇用契約を終了させる場合には、次のいずれかの理由である必要があります。

- a. 会社(もしくはその一部の事業)が、解散するか事業を廃止した場合
- b. 会社(もしくはその一部の事業)が移転する場合
- c. 会社の組織上の変更

- d. 被雇用者が重大な規律違反を起こした場合
- e. 被雇用者の健康状態が業務に適さなくなった場合
- f. 被雇用者が業務に必須の前提条件を満たしていない場合

上記のaからcの理由より雇用契約を終了する場合、雇用者は被雇用者に、その在職期間に応じ、最高3ヵ月分の解雇手当を支払わなければなりません。雇用契約終了の理由が業務上の災害や事故の結果として、従業員の健康が損なわれた場合は、解雇手当は被雇用者の月給の12倍を支払うことになります。

また、障害者、妊娠中の女性、未成年者を扶養する被雇用者に対しては、特定の雇用終了に関する条件が適用されます。

なお、試用期間中であれば、雇用者・被雇用者の双方共にいかなる理由でも契約を終了させることができます。

労働派遣

労働派遣会社は、雇用者と被雇用者が雇用契約を締結することなく、労働を供給します。 労働派遣はより費用がかかりますが、柔軟な労働力の配分が可能となります。

大量解雇

雇用者が、前項のaからcを理由として、30日以内に多数の従業員との雇用関係を解消する場合、それは大量解雇とみなされ、所轄労働監督署や組合への通知義務が発生します。

組合と労働組合

組合は自由に組成することができ、政府等はこれを制限することはできません。 労働組合は国レベルで集団交渉を行います。労働組合は、雇用者と政府のそれぞれの代 表者と3者で協議会を組織し、年に1回、労働問題を話し合います。

チェコの労働組合は、従業員の労働および経済的・社会的利益の確保を目的とします。

休暇

被雇用者が、暦年に60日以上の雇用契約を結ぶ場合には、有給休暇の権利が生じます。 契約が1年未満の場合には年間に与えるべき有給休暇の12分の1の有給休暇が毎月発生 します。通常は、1年に4週間以上の休暇を得ることができます。有給休暇時の支払は、平 均の月次賃金に基づいて計算されます。

社会・健康保険

雇用者・被雇用者共に、支払を行わなければならない主要な社会・健康保険制度が2種類あります(第5章の詳細を参照)。チェコ法人、外国法人の支店の全ての被雇用者は、その雇用契約がチェコの法律に基づいている限り、これに加入することが義務付けられています。

社会・健康保険の支払には、以下のものが含まれています。

- 年金
- 疾病給付

特定の国との間では社会保障協定を締結しており、社会保険料の二重払いを排除しています。日本・チェコ間においては、2009年6月より社会保障協定が発効しています。

雇用契約と取締役の職務執行

現行法では職務を執行する取締役が同時に雇用契約を締結することを許容していません。

第8章 買収・合併

買収・合併はチェコの法的環境の重要な要素となっており、起業家はチェコ共和国で事業活動を拡大または再構築することができます。合併および買収は、民法、会社法、公開買付法、企業および協同組合法、会計法、税法、反独占規制、および主に規制されています銀行、保険およびその他の金融サービスなどの特定の分野に適用される多数の規制によって規制されています。

不動産の所有権

不動産の所有権について、チェコにおいては特別な制限はありません。

取得と処分

外国人および法人が事業を所有したり、チェコ企業の株式を保有することには制限がありません。外国人は、有限会社または株式会社(最も一般的に使用される法人)の持分の100%までを取得し、売却することができます。

有限会社の所有持分の譲渡は商業登記簿に登記する必要があります。特定の株式会社の株式はプラハ中央証券預託所(以下、CSDプラハ)に登録されているか、CSDプラハ、銀行または他の投資証券の記録を保有する他の会社のエスクローロ座に預託されています。チェコまたは他のEU加盟国における証券市場で取引される株式の場合、会社(発行者)の議決権が一定の水準を超える場合、買い手は会社およびチェコ中央銀行にその事実を通知する義務があります。さらに、ある株主が議決権の30%を取得し、事実上会社を支配する場合、当該株主は残りの株主の株式について入札を行う義務があります。

企業買収

買い手は、事業に関連する権利、資産および負債を取得して、企業または一部を購入する ことによっても買収することができます。企業買収に伴う売買契約は、株主総会または会社 の株主の承認を得る必要があります。

出資

企業の持分を獲得するもう1つの方法は、会社の登録資本に対する金銭的または非金銭的な出資を行なうことです。この目的のために、株主総会は新しい持分の発行を決定する必要があります。登録資本の増加は、商業登記簿に登録されます。いくつかの例外を除き、金銭以外の出資は、特別に登録された独立した専門家によって評価されなければなりません。

組織再編(合併、株主への資産譲渡、会社分割、法形式の変更およびクロスボーダーの移転)

複数企業が1人によって支配されている場合、それらを統合または再構成することができます。

チェコの法令では、合併、株主への資産譲渡、分割、法形式の変更およびクロスボーダーの移転は、組織再編に含まれます。企業の清算や破産手続中であっても、組織再編は可能です。再編、欧州企業(Societas Europaea)を含む他のEUまたはEEA諸国に登録された法人との国内または国境を越えた取引として実施することができます。

最も頻繁に発生する再編は買収による合併であり、一方の企業(存続会社)は引き続き活動を続け、他方の企業(消滅会社)は資産と負債は存続会社に移管されます。もう1つの選択肢は、新会社設立による合併であり、参加企業はすべて消滅し、その資産は新たに設立された承継会社に移管されます。

財務的観点から、繰越欠損金の引継ぎは認められているほか、下記事項が可能です。

- 合併はそのプロジェクトに基づき実施され、株主総会の承認を条件とします
- 合併期日は、遡及的または将来的に決定することができます
- 合併手続を大幅に簡素化できるケースがあります
- 株式会社の合併の場合、存続会社が消滅会社の議決権の90%以上を保有している 場合は、被合併会社の少数株主持分について、自発的な買収が可能です

異なる法形式の企業同士が合併できる他、合併には2つ以上の事業体が関与することがあります。クロスボーダーの合併は可能ですが、いくつかの特別ルールが適用されます。 株主への資産の移転は、会社の資産が会社の登録資本金の90%以上かつ議決権の90%以上を所有する株主に移管される場合の、会社の組織再編の法的形式です。

会社分割

会社分割には以下の形式があります。

- 1.新会社設立による分割
- 2.買収による分割
- 3.新会社設立に伴うスピンオフ
- 4.買収に関連したスピンオフ
- 5.1または2のいずれかに記載されたオプションの組み合わせ、または3および4。

新会社の設立または買収による会社の分割に伴い、分割された会社は解散することなく消滅しますが、スピンオフによる分割では当該会社は存続します。

チェコの法律は、企業を消滅させることなく内部の法的構造を変更するだけで法的形態を変えることを可能にします。

チェコの法律で規定されている特定の条件下では、別のEUまたはEEAの国に登録事務所を持つ外国企業はチェコ共和国に移ることができ、チェコ企業はEUまたはEEAの別の国に移ることができます。

株式会社が発行する配当付有価証券の購入または交換のための公開 買付

企業または個人が100人以上の株主にオファーを行う予定である場合、または要求された証券の量が規制市場の発行の1%を超える場合は、公開買付行う必要があります。法律で公開買付が要求される場合、オファーは参加証券の価値に対応する必要があります。有価証券が規制市場で取引されている場合、入札者はオファーを提出し、チェコ中央銀行へ取引の対価が適切であるという証拠を提供する必要があります。

公開買付

- 自主的公開買付
 - 規制された市場で取引されている株式会社の場合で、かつ投資家は入札によって 企業を支配することができる場合は、株主に公開買付を提案することができます。
- 義務的公開買付

欧州の規制市場で取引される対象会社の議決権の30%以上を取得し、事実上の支配権を獲得した投資家は、買収後30日以内に他の株主に所有している株式の公開買付を提案する必要があります。義務的公開買付は、CNBが承認した後にのみ公表することができます。

企業が欧州その他の外国規制市場での取引を中止することを決定した場合や、株式の性質や譲渡可能性を変更する場合にも、義務的公開買付が必要です。

株式購入権(squeeze-out:締め出し)

議決権の90%以上を占める有価証券を保有する株主(大株主)は、取締役会に対し、他少数株主が保有している全ての株式の譲渡を決定するための総会を招集する権利があり、その結果として少数株主を締め出す(squeeze-out)ことができます。当該会社の株主総会では、squeeze-outを決定します。ただし、専門家の評価により少数株主のために適切な補償を決定しなければなりません。株式が欧州の規制市場で取引される場合、少数株主に対する補償が適切であることを示す文書、およびチェコ中央銀行との事前同意が必要になります。逆に、少数株主は、上記で定義した大株主に株式を買い取るよう要求する権利を有します。

規制

合併・買収に関して、少数株主の利益は、企業が早期の通知を保証することが義務付けられているため保護されており、大半の取引では、独立した専門家により、取引のパラメータ、特に価格が公正で合理的かどうか判断されます。

合併・買収は競争保護のため法の管轄下にあり、以下の場合は許可が必要になります。

- 前回の会計期間におけるチェコ国内での取引における合併企業の総売上高は15億 CZK(約68億円)を上回り、少なくとも2社の合併企業はチェコ国内で同期間に2億5 千万CZK(約11億円)以上の売上高を計上した場合
- 合併企業の1つまたは複数の企業は、前回の会計期間にチェコ国内で少なくとも15 億CZKの売上を計上し、同期間の他の参加者の全世界売上高が15億CZKを上回る場合

第9章 その他

外国為替について

チェコでは外国為替管理法により、自由な資金移動と支払システムが担保されています。

チェコ国立銀行(以下CNB)は2013年11月以降為替介入を実施しており、1ユーロあたり27CZKのレベルを維持していましたが、2017年4月に為替介入を中止しています。

2017年6月1日時点で、為替相場は対ユーロで26.4CZK、対米ドルで23.6CZKとなっています。チェココルナはユーロに対して安定的に推移していましたが、為替介入中止後は上昇傾向にあり、米ドルに対しては、ユーロの動きに連動し下落していたものの、為替介入中止後は上昇に転じています。

資本および利益の還元について

チェコの会社は、出資者に対し拠出資本および稼得利益を、いかなる通貨でも還元することが可能です。すなわち、チェコの会社から、外国の親会社に対する下記の支払は、源泉税の適用を受けますが、自由に行うことが可能です。

- 配当
- 利息
- 無形資産に関する支払(ロイヤルティやノウハウに関する支払)
- マネジメント料
- 会社清算後の残高

KPMGチェコにおける日系企業向けサービス

1. 会社設立関連サービス

- 設立前調査等のサポート
- 会社設立法務
- 労働許可証や営業ライセンス等の取得サポート
- 関係省庁との交渉サポート

2. リーガルサービス

- 契約書の作成またはレビュー
- ▶ランザクションおよびリストラクチャリング
- 会社法・労働法・知的所有権・不動産・訴訟等に係る業務

3. 投資優遇措置(インセンティブ)

- プロジェクト初期段階からのインセンティブ関連のアドバイザリー
- インセンティブ最適化のためのアドバイザリー
- 申請補助業務(書類の作成補助、当局との交渉等)
- インセンティブ適用会社の法人税申告業務(投資優遇措置の条件を満たしているかについてのレビュー)

4. 会計および給与計算業務

- 現地会計担当者を雇用するまでの会計代行業務
- 一般記帳代行業務
- 現地スタッフに関する給与計算業務
- その他アドミニストレーション業務サポート

5. 法人に関する税務業務

- 進出に際してのアドバイザリー(投資インセンティブ、EUファンド等含む)
- 税務登録
- 決算期変更に関するサポート
- 法人税申告業務
- 源泉所得税に関するレビュー(利子、ロイヤルティ)
- 国際課税(移転価格税制等)
- 企業再編に関する税務アドバイザリー
- 税務ホットラインサービス(月毎に、一定時間までの比較的小さな案件に対する相談 を、定額割引料金で行うもの)

6. 関税およびVAT

- VAT登録・申告業務(イントラスタット等を含む)
- 新規投資に関連した、関税およびVATのスキームアドバイザリー
- 既存の関税およびVATスキームのレビュー

7. 派遣駐在員サポートサービス

- ビザ取得サポートサービス
- 駐在員の個人所得税に関するスキームアドバイザリー
- 駐在員の個人所得税に関する税務登録および申告業務
- 駐在員のための給与計算業務
- ◆ 社会保険に関するスキームアドバイザリー

8. 監査業務

- 法定会計監査
- 連結決算のための会計監査・レビュー

9. その他

- 合併・買収等のストラクチャーに関するアドバイザリー
- デューデリジェンス(企業調査)
- 企業評価
- 内部統制構築アドバイザリー
- 内部監査サポートサービス
- 不正リスクマネジメント
- データ分析

なお、KPMGではヨーロッパ諸国の担当者代表によりチームを編成し、ヨーロッパ諸国に対しての「環境関係サービス」も提供しています。

- 環境関係デューデリジェンス
- 環境に与える影響の調査
- ISO14000取得のサポート 等

[KPMG Česká republika, s.r.o.]

1990年に設立され、現在は約700名のプロフェッショナルが、①プラハ ②ブルノ ③チェスケー・ブデョヴィッツエ ④オストラバの国内4ヵ所のオフィスにおいて、会計、税務、法務関連サービス等を提供しています。

プラハオフィス

Pobrezni 1a, 186 00 Praha 8, Czech Republic

TEL +420-222-123-111 FAX +420-222-123-100 URL http://www.kpmg.cz

コンタクト

加治 孝幸(かじ たかゆき) グローバル・ジャパニーズ・プラクティス シニア・マネジャー(日本公認会計士)

Direct TEL +420-222-123-120 Mobile +420-725-557-430 FAX +420-222-123-100 E-mail takayukikaji@kpmg.cz



中東欧グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

KPMGは世界約152ヵ国に約188,982人を擁する世界的なプロフェッショナルファームのネットワークであり、中東欧ではチェコ・ハンガリー・ポーランドを含む19ヵ国(スロバキア、ルーマニア、ブルガリア、バルト3国、旧ユーゴ諸国を含む)にメンバーファームを有しています。

また、KPMGでは日系多国籍企業の海外事業展開を支援するためにグローバル・ジャパニーズ・プラクティス(以下GJP)を世界的に組織して、日本人による日本語のサービスネットワークを構築しています。中東欧には下記の3名の日本人を置き、日系企業の進出をはじめ、事業開始後の法務・会計・税務関係の幅広いサポートのほか、情報収集および日系企業向けの情報発信などを行っています。

GJPは、日本企業の各国におけるさまざまなニーズに対応するため、日本語による支援を通じて、専門家チームと日本企業の皆様との橋渡しを行い、以下のようなさまざまな問題解決のためのアドバイスを提供しています。

- 日本語ダイレクトラインを通じた各種問合せに対する迅速な対応
- 重要なミーティングに際しての日本語による補足および補助サービス
- 各国KPMGに所属する適切なプロフェッショナルとのミーティングのアレンジ
- 日本企業特有の問題を取り扱ったセミナー、および日本人スタッフによる日本語セミナーの開催
- 日本語投資ガイド・ニューズレターなどの日本語媒体の発行

加治 孝幸 チェコ・プラハオフィス勤務

チェコ・スロバキア担当 シニアマネジャー(日本公認会計士)

Direct TEL +420-222-123-120 Mobile +420-725-557-430 FAX +420-222-123-100 E-mail takayukikaji@kpmg.cz スロバキアを出張により担当しています。

杏井 康真 ポーランド・ワルシャワオフィス勤務

ポーランド・バルト三国担当 シニアマネジャー(日本公認会計士)

Direct TEL +48-22-528-1184 Mobile +48-604-496-342 FAX +48-22-528-1159 E-mail <u>yasumasakyoi@kpmg.pl</u> バルト三国を出張により担当しています。

福山 祐介 ハンガリー・ブダペストオフィス勤務

ハンガリー・ルーマニア担当 マネジャー(日本公認会計士)

Direct TEL +36-1-887-7174 Mobile +36-70-370-1681 FAX +36-1-887-7149

E-mail Yusuke.fukuyama@kpmg.hu

ルーマニアを出張により担当しています。

Contact us KPMG Česká republika, s.r.o. Pobřežní 1a 186 00 Prague 8 Czech Republic T: +420 222 123 111

E: kpmg@kpmg.cz

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2017 KPMG Česká republika, s.r.o., a Czech limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The reference to KPMG Czech Republic includes all companies associated with KPMG in the Czech Republic. Designed and produced by KPMG Česká republika, s.r.o.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.